

1. 見積りが確定したにもかかわらず、特別オファーの見積り金額が適用されないのはなぜですか？

回答：実際の貨物の内容が下記の項目について見積り時の内容と一致しない場合、お客様の貨物は料金システムにより拒否される場合があります。

✓ 出荷地および仕向地

- 郵便番号によって識別可能な国：
 - 見積り時の入力と実際の出荷は、国コード並びに市町村名若しくは郵便番号が一致していなければなりません。
- 郵便番号によって識別されない国：
 - 見積り時の入力と実際の出荷は、国コードが一致していなければなりません。

✓ サービスの種類

- 見積り時の入力とAWBは、サービスが一致していなければなりません。

✓ 集荷日

✓ 請求重量

- 見積り時の入力とAWBは、請求重量が一致していなければなりません。

✓ 実重量

- 見積り時の入力とAWBは、実重量が一致していなければなりません。

✓ パッケージの種類

- パッケージの詳細では、「お客様ご用意の梱包材」を選択してください。

⊙ パッケージの詳細

梱包材
お客様ご用意の梱包材

✓ アカウント・ナンバー

- 見積り時の入力とAWBは、請求先のアカウント・ナンバーが一致していなければなりません。

2. 見積り料金は最終的な料金または確定済みの金額ですか？

回答：見積りは最終的な料金ではありません。実際の貨物には、下記の例にあるような追加料金が適用される場合があります。

- 上積み制限貨物取扱手数料：この料金は、弊社のオペレーションチームが安全かつ確実な方法で段積みできないと判断したフレイト取扱ユニットに適用されます。
- 特別取扱料金 - 梱包：FedExは、特別な取り扱いが必要なパッケージ、または輸送中にFedExによる追加の梱包が必要なパッケージに対し、特別取扱料金を請求する権利を留保します。詳細は、[fedex.com](https://www.fedex.com)の「サーチャージ等諸料金詳細」をご確認ください。

3. 配達後や請求書発行後に貨物を再請求することはできますか？

回答：申し訳ありません。特別オファー貨物では別のアカウントに対するものを含め、再請求することはできません。

*** よくある質問の終わり ***